22 番	白	井 淳 議員	
質問タイトル	(大項目)	質問項目(中項目)	具体的質問内容(小項目)
1、組織の見直し	はどのような	(1) どのような議論を経て	①令和3年5月19日から11月5日までの期間に、事務改善委員会において、組織
議論を経て決定	されたのか。	組織の見直しが決まったの	の見直しの会議が17回行われた。第6次総合計画の中間期にあたり、目指す将来像
		カュ。	を具現化するための組織の現状を評価検討し、事務遂行に支障が生じている問題等
【質問趣旨】			を整理し、見直しを行っているが、組織の見直しに向けた論点整理はどのように行
昨年 12 月市当	i局から、各会		ったのか伺う。
派議員に、第6次総合計画の			
中間期にあたり、目指す将来			②前回の組織改編による事務改善委員会の議事録は、グループウェア掲示板にて掲
像を具現化する	像を具現化するための組織の		出し、全職員が閲覧できるようにしていた。今回の議事録の取扱いは、議論を行っ
現状を評価検討	し、事務執行		ている過程であるため、掲示板による周知は行わないとし、内部で検討する資料と
の支障が生じて	の支障が生じている問題等を		して使用することは可としていたが、なぜ職員への周知が消極的であったのか伺う。
整理し、令和 4:	整理し、令和4年4月1日に		
組織の見直しを	行うことの報		③令和3年6月16日、まるっとミュージアム課のあり方について議題にしているが、
告を受けた。	告を受けた。		当該課の現状と今後について、メリット・デメリットの議論が行われ、方向性とし
組織を見直すに	組織を見直すにあたり、事務		て課名を積極的に変更する理由がないため現状のままとした。ではなぜ「まるっと
改善委員会では、各部長を中			ミュージアム課」を課名変更の対象に取り上げたのか理由を伺う。
心に、課名変更や新設課と係			
等、の検討が行われていたが、			④同年10月19日の当該委員会では、まるっとミュージアム課の名称がいきなり「観
具体的にどのような議論を経			光課」に変更となっていた。しかし、課名を変更する理由がないため現状のままの
て見直しなされたのか市当局			はずであった。議事録には、「観光課」に至る途中経過の記録がないため、どのよう
に問うものであります。			な検証を行って「観光課」に変えたのか説明を求める。

(1 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番		臼井 淳議員	
質問タイトル	(大項目)	質問項目(中項目)	具体的質問内容(小項目)
			⑤平成21年3月、博覧会を契機に、「瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会」が設立されている。現観光協会は、瀬戸市と二人三脚で長く観光事業に取り組んできた実績がある。課名変更についてどのように説明と同意を得ていたのか伺う。
			⑥当該委員会は、市長発議により組織のあり方について始まり、当該課の課名については、軸足を市外対象者においた場合、課名がわかりにくいことや市長の意向を含め変更している。「まるっとミュージアム」という名称を失くすことのデメリットの議論は出なかったのか。また、関わってきた職員や他の関係者の反応はどうだったのか伺う。
			⑦当該委員会では、用地に特化した組織の必要性について、「用地に関する若手職員の実務経験が少なく、知識継承や職員育成が必要。また、他の自治体の状況や国・県では用地課を設置し、合理的な業務の遂行と人材育成ができている」と述べている。用地に特化した部署でなければ何か問題になるのか伺う。
			⑧昭和63年3月末に市組織改正が行われ、用地課が新設されたが、平成7年3月末 には組織改正で当該課が廃止されている。どういう理由で新設と廃止になったか伺 う。
			⑨用地課が廃止から 27 年以上経過しているが、職員の知識継承、人材育成と実務経験等の用地に関する事務・実務は、どのように行ってきたのか伺う。

(2 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【(1)、(2)、(3)・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番		臼井 淳議員	
質問タイトル	(大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容(小項目)
		(2) 事務改善委員会の検証	①令和3年5月19日から同年11月9日までの期間に、事務改善委員会で組織の見
		に必要な議事録が作成され	直しが行われている。現行課名の変更や新設の必要性について、どのように検証が
		ていない。	行われたのか分からないが、議事録に意思形成過程が記載されていないのはどうし
			てなのか伺う。
			②平成29年2月、事務改善委員会が開催され、第6次総計を実施するため、現行の組織での対応の可否を含め意見交換が行われた。特に、組織改編に向けた課題と検証については、職員間で活発な議論が行われたことが議事録を通して確認(把握)ができた。つまり意思形成過程の議事録が作成されていたためであるが、今回はなぜ議事録が簡略的に作成されたのか説明を求める。 ③今回だけでなく、庁内の他の会議や打ち合わせ等についても、意思形成過程や意思決定等に繋がる議事録の作成や記録を残すことについては、どのような指導や管理を行っているのか、市当局の見解を伺う。

(3 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【(1)、(2)、(3)・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22番	臼井 淳議員		
質問タイトル	(大項目)	質問項目(中項目)	具体的質問内容(小項目)
2、審査会の補足	意見にどう取	(1)審査会の補足意見につい	①上海視察に関する情報公開・個人情報保護審査会の補足意見について、議会の一
り組むのか。		てどう受け止め対応するの	般質問に対して行政管理部長が答弁している。令和4年1月7日ホテル誘致に関す
		か。	る同審査会では、上海視察の件と同様の補足意見が出されているが、市当局は、補
【質問趣旨】			足意見に対して何が欠けていたとするのか伺う。
令和4年1月	、ホテル誘致		
に関する情報公	開・個人情報		②今回の審査会の補足意見は、前回(上海視察の件)と同様に、具体的に意思形成
保護審査会の答	申の補足意見		過程や決定過程等の文書記録を残す必要性が書かれている。市当局はこの間どのよ
では、令和2年	3 月定例会で		うな取組みや対応をしてきていたのか伺う。
「一般質問」し			
件と同様に、審	査会は、情報		③上海視察の件と今回の審査会の意見は、一般論に留まらず文書が残されていない
公開制度の趣旨	、公文書の管		ことを具体的に指摘されており、公文書作成に対する職員の知見及び意識と自覚が
理について指摘	している。		問われていると考えるがいかがか。
こういった状			
執行部は公文書	のあり方や管	(2)審査会を通じて、ホテ	
理についてどう	取り組むのか	ル誘致への公平性に疑問を	ホテル事業者との面談では、どのような根拠で面談者を決定したのかの意思形成及
問うものである。	o	感じる。	び意思決定過程の記録が無いこと等、事前調査を含めた検討資料が断片的な文書し
			かなかったことについて、改めてトップセールスのアポ取りの経緯について伺う。
			 ②一部不開示とした情報については、市が面談者(ホテル事業者)に対して「瀬戸
			市内の既存ホテルの宿泊実績や市内企業の宿泊施設へのニーズに関する情報」を提
			供していたことが明らかになった。どのような目的で面談者に情報提供したのか伺
			う。

(4 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員		
質問タイトル	(大項目)	質問項目(中項目)	具体的質問内容(小項目)
			③令和2年2月20日、瀬戸市の中心市街地へのホテル誘致については、時期的に、ホテル事業者の公募や選定方法等は一切決まっていなかった。面談の相手方以外のホテル事業者に対して、②と同様の情報提供はどのように行っていたのか伺う。
		(3) 市当局は、公文書のあり方にどう取り組むのか。	①普通地方公共団体においては、情報収集、調査、確認、報告、会議、起案、決裁、執行等の業務のあらゆる過程において文書が作成・取得されている。審査会で繰り返し指摘されている意思決定だけでなく、意思形成過程の文書作成や取得した記録を残すことへの意識の曖昧さや自覚が問われているが、現状の文書管理規程だけでなく、何らかの対策を講じる必要があるのではないか伺う。
			②公の事務を担っている執行部は、各種公共サービスの事務を執行するため、事前に様々な準備のため打合わせや会議等を行っている。そのための基本的な文書作成や記録を残すことへの意味や意識、自覚について、職員の文書作成義務はどのように根付いているのか、根付かせるためにどんな事を行っているのか。また、根付いていなければどうすべきとするのか伺う。
			③中項目(1)で指摘した公文書のあり方や管理については、各課職員の知見向上のための職員研修やOJTのように日常的に取り組む以外に、執行部全体として、共通するルール化が必要ではないのか伺う。

(5 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。